



## 『実穀ふれあいセンター』が 開館しました！



## 主な内容

令和5年度の施策と予算  
「人と自然が織りなす、輝くまち」を目指す  
**あみ・未来プロジェクト** …… 4

まちの魅力再発見  
～あみっぺが行く～阿見町の婚活支援 …… 6

令和5年度 阿見町の予算 …… 8

マイナンバーカードの受取りと  
マイナポイント予約・申込支援窓口  
のご案内 …… 11

子育て支援事業の取り組み …… 20

## 今月の表紙

『実穀ふれあいセンター』  
開館式が4月1日に行われ、  
4月4日から施設の利用が  
始まりました。

平成30年3月に閉校し  
た実穀小学校（阿見町上長  
3-28）の校舎の一部を改修  
し、コミュニティセンター  
として整備しました。

整備に当たっては、地域の意見を反映させるため、地域住民で組織する「実穀地区公民館整備検討委員会」での検討を重ね、地域のシンボルであった実穀小学校をコミュニティの核となる『実穀ふれあいセンター』として幅広い世代が交流できる施設としました。



## 人口と世帯

総人口 49,805人 (+ 62)  
男性 24,859人 (+ 10)  
女性 24,946人 (+ 52)  
世帯数 21,555世帯 (+ 92)

4月1日現在、常住人口ベース  
※( )内は前月比、総務課調べ

## 町ホームページ 情報発信中!

町公式ホームページにおいて町の  
情報を発信してい  
ます。



## 防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された  
内容は、下記フリーダイヤルの  
電話番号から確認することがで  
きます(通話料は無料です)。

**☎0120-131-813**

## あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

**t-ami@sg-m.jp**まで空  
メールを送信していただくか、  
右記二次元コード  
を読み取り、専用  
サイトから登録し  
てください。



## Twitter YouTube 情報発信中!

町公式YouTubeチャンネル、  
町公式Twitterにおいても町の  
情報を発信しています。

▼Twitter



▼YouTube



# 第7次総合計画で阿見町が目指す10年後のまちの姿は 「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」 です！



令和6年度以降の町政の指針となる第7次総合計画（基本構想）の「まちづくりの基本理念」と「10年後のまちの姿」が決まりました！

基本構想の策定に当たっては、町民意向調査や世代別ヒアリング、町民ワークショップ等で町民の皆様からいただいたご意見を集約し、策定を進めました。

## 意見の要約

▽誰もが生きやすい「みんなの幸せ」が求められている

▽町の豊かな地域資源（歴史、自然、文化）を活かすことが重要である

▽経済・社会・環境（SDG Sの3側面）をバランスよく成長させることが持続可能なまちの発展につながる

▽町の魅力の発信と発展による活力の創造

## まちづくりの基本理念

将来像を実現するため、様々な施策を行う上で、基本となる考え方を



としました

「みんなでつくる」とは町民自らがまちづくりの中心的な担い手として、様々な活動に参画している姿。「共生」とはすべての人々が暮らしと生きがい、共に創り、高めあう姿を表しています。

## 10年後のまちの姿

10年後のまちの姿は町民、企業、NPO等、まちづくりに関わるすべての人が共有する10年後の将来像を表しています。「住んでいる人の心はまちへの想いであふれ、誰にとっても

自慢のまち、みんなが誇りを持って住みたい、住み続けたいまちになっていきます。」  
「このような想いを込めて「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」を10年後のまちの姿としました。」

## 7つの基本目標

総合計画の施策の柱となる基本目標は、「10年後のまちの姿」の実現を目指して取り組む内容を示すものです。第7次総合計画では暮らしを支える幅広い取組を7つの分野に整理しました。

令和5年度は具体的な施策をまとめる基本計画部分の策定を進めていきます。

基本目標 1	ふれあいあふれる協働のまちづくり
基本目標 2	人に寄り添うまちづくり
基本目標 3	心を育むまちづくり
基本目標 4	人と自然を守るまちづくり
基本目標 5	快適でうるおいのあるまちづくり
基本目標 6	活力ある魅力的なまちづくり
基本目標 7	未来につながるまちづくり

基本構想の詳細は、阿見町第7次総合計画策定特設サイトをご覧ください。



問い合わせ：政策企画課 ☎ 888-1111(736)

# 「人と自然が織りなす、輝くまち」を目指す あみ・未来プロジェクト



令和5年阿見町議会第1回定例会が2月28日から3月16日までの会期で開催され、総額331億400万円の令和5年度予算案ほか39議案が可決・同意されました。今月号では、定例会で町長が述べた施政方針と新年度予算の概要についてお知らせします。  
※ 施政方針の全文は町ホームページに掲載しております

## 施政方針

昨年を振り返りますと、コロナ禍が長引く中、世界情勢の混乱を要因とした原油価格・物価高騰は、町民生活や地域経済にも大きな影響が生じました。

こうした状況の中においても、町民の皆様の笑顔と元気を絶やすことのないよう、町民運動会に代わる「あみスポーツフェスタ」や「第43回阿見町マラソン大会」を、感染対策を講じた上で数年ぶりに開催することができ、多くの町民の皆様にご参加いただきました。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大期と重なった「まい・あみ・まつり」「さわやかフェア」は、町民の皆様の健康と安全を第一に、中止という判断となりましたが、代替企画を実施することで、新年度への響けをしつかりとつなぎました。

実行委員会の皆様、町民の皆様のご理解とご協力にあらためて感謝申し上げますとともに、今なお感染対策に第一線でご尽力をいただいている医療関係者等の皆様に心より敬意を表します。

さて、本町では、令和6年度からスタートする今後のまちづくりの羅針盤となる第7次総合計画の策定を進めてまいります。

全国的に人口減少が加速する中において、本町の人口は、令和5年1月1日に49776人に達し、過去最高を更新し続けております。

私が1期目の就任直後から力を入れてきた、18歳までの医療費完全無料化をはじめとした子育て支援施策の充実が、良好な住宅地の供給と結び付き、特に若い世代の移住先として選ばれる結果につながっております。

市制施行の要件となる人口5万人が目前に迫る中、その実現に向け、さらに力強く市制を敷くにふさわしい行政力を身に付けていかなければならない、という強い使命感に駆られております。

SDGs、デジタル・トランスフォーメーション、ゼロカーボンシティなどの新たな行政課題にも対応しながら、レジリエントで持続可能な共生社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

## 主な施策の概要

令和5年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」、「支え合い」、「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要をご説明いたします。

### 参加 地域力を育むプロジェクト

町民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もがいきいきと活躍できる持続可能なまちづくりの実現に向け、地域力を育む取組を推進してまいります。

#### □主な施策の概要

▼地域課題を解決するための「地域予算制度」を、11地区に拡充

▼「あみメール」に加え「町公式LINE」を導入し、伝達手段を充実

▼「二所ノ関部屋」との様々な分野で効果的な連携・支援を推進

▼DX推進計画に基づき、BPR手法による業務改善を実施し、業務プロセスの

見直しを図るとともに、AIやRPAを導入することにより業務量の削減と行政事務の効率化を推進

▼公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の計画的な保全による施設の長寿命化を実施

▼将来の公共施設の大規模改修や建て替えに備え、「公共施設整備基金」を積立  
▼ふるさと納税の返礼品のさらなる充実による魅力発信

### 参加 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、地域経済に付加価値を生み出す企業、専門性をもった大学等との連携強化を推進してまいります。

#### □主な施策の概要

▼大学等との連携協力の強化

▼グリーンツーリズムの推進に向けた調査・研究を大学と連携して実施

▼地域コミュニティの拠点となる実穀ふれあいセンターの運営開始  
▼あみ未来塾を開講し、地

域のリーダーとして活躍する人材育成を推進

### 支え合い 子どもの成長や 若者の活躍を支える プロジェクト

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭地域全体で子どもの成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

#### □主な施策の概要

- ▼第3子以降出産祝金支給による保護者の経済的負担軽減を支援
- ▼子育て支援アプリの導入と利用促進による子育て支援の充実
- ▼保育士等処遇改善助成金を非常勤保育士等に拡大し、保育士の確保に努めている私立保育施設や、認定こども園を支援
- ▼中学校新入生へのお祝いとして、学校用衣料品等購入時の補助による子育て世代への支援を充実
- ▼あみ人材育成基金の活用により若者の移住定住、海外留学を支援
- ▼放課後児童クラブの拡充によりすべての児童が放課後に安全で安心して活動

できる居場所を確保

### 支え合い 町民の暮らしを支える プロジェクト

▼スクールカウンセラー・特別支援教育支援員・不登校対策指導員の配置を継続

町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者にやさしく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

#### □主な施策の概要

- ▼地域子ども食堂支援事業補助金を拡充し、安心して過ごすことのできる「地域子ども食堂」の運営を支援
- ▼高齢者の買い物を支える移動販売車の運行事業支援を継続
- ▼単身高齢者世帯等、ごみ出しが困難な高齢者を支援するための地域ニーズ調査を実施
- ▼デマンドタクシー「あみまるくん」の利便性を向上
- ▼「阿見町地域公共交通計画」に基づき地域の生活を支える公共交通体系を構築
- ▼自主防災組織の育成と地区防災計画の作成支援
- ▼消防団員を確保する取り組みとして、報酬改定等の処遇改善を行い、地域防

力を強化

### 販わい 霞ヶ浦等の地域資源を 活かした交流 プロジェクト

▼主要交差点及び地域予算要望箇所への防犯カメラの設置を継続、行政区の補助制度創設による交通事故と犯罪のない安全安心なまちづくりの支援

霞ヶ浦の水辺や自然環境農産物等の地域資源を活かした、新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、まちの魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

#### □主な施策の概要

- ▼「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のレンタサイクルや「れんこんマルシェ」などの事業を継続
- ▼国体セーリング競技会場跡地の有効的な利活用の検討
- ▼阿見町観光振興基本計画に基づき観光資源のブランド化と観光事業を推進
- ▼観光協会法人化に向けた設立準備委員会の立ち上げ

### 販わい 地域経済の活力向上 プロジェクト

首都圏へのアクセスの良さを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

#### □主な施策の概要

- ▼阿見町商工会の「商工まつり」や「スイーツフェア」などの開催を支援
- ▼地域資源を活かした新商品開発を支援
- ▼荒川本郷地区の民間活力による良好なまちづくりを推進
- ▼阿見吉原地区の企業立地等促進奨励金を拡充し積極的な企業誘致を推進
- ▼牛久阿見インターチェンジ周辺の新たな産業創出の拠点として、適切な土地利用を促進
- ▼町の東西市街地を連結する「都市計画道路寺子・飯倉線」の整備推進
- ▼経営戦略に基づく計画的な水道施設の整備を推進
- ▼曙地区において、町民参加による、地域ニーズにあった公園整備を推進

「誰一人取り残さない」社会を実現するというSDGsの基本理念は、本町の行政運営すべてに通底するものです。

SDGsを本町の未来を構想するための重要な道標と位置付け、様々なステークホルダーと協働し、活動を展開することで、持続的な発展と、豊かな資産を次世代に良好な状態で引き継いで行ける「未来に責任を持つ魅力あるまちづくり」が達成できるものと確信しております。

令和5年度は第6次総合計画後期基本計画の最終年度を迎えます。計画の目標達成に向け、町民の皆様の声を力に、「阿見町に住んで良かった」と感じていただけるよう、私はずっとより、全職員が一丸となって取り組んでまいります。



問い合わせ：政策企画課 ☎ 888-1111(755)

こんにちは、あみっぺです！  
今回は町の婚活支援の  
取り組みについて  
取材しました！



まちの魅力  
再発見

あみっぺ  
が行く

阿見町の婚活支援

町では、結婚を希望する独身者への出会いの場の創出及び結婚に繋がる相談・情報提供など、地域密着型の婚活支援体制を充実させるため、NPO法人マリッジクラブとの協働事業により、「結婚相談窓口の開設」、「ミニお見合いパーティーの開催」、「結婚支援出張相談会の実施」という3つの婚活支援を行っています。

### 結婚支援相談窓口

ふたりとも  
とっても優しくて  
なんでも気軽に  
相談できるよ



婚活アドバイザーの渡辺さん(写真左)、木村さん(写真右)

結婚を希望する20歳以上の独身の方やそのご家族の方を対象に、週3日(水、金、日曜日)の正午から午後4時まで電話や事前予約による対面での相談を受け付けています。事務所は町民活動センター(マイアミショッピングセンター3階)内にあります。「事務所外での相談も対応可能です。来所することに抵抗がある方もまずはお気軽にお電話ください!」と婚活アドバイザーのおふたり。

### 結婚支援出張相談会

事務所への来所が難しい方のために、町内の公民館で出張相談会を開催しています。今年度は、令和6年1月から3月にかけて町内7つの公民館で開催予定です。親御さん向け婚活支援として、子供のために親ができること、婚活の現状、婚活中の親子のコミュニケーション等、婚活アドバイザーが無料で相談対応します。もちろん結婚を希望する方ご本人も利用可能です。

事務所への来所が難しい方のために、町内の公民館で出張相談会を開催しています。



身近な公民館に  
来てくれるから  
便利だね!

### ミニお見合いパーティー



令和5年11月に「割烹みとや」にて開催予定です。昨年11月には、新型コロナウイルス感染症対策のため定員を少人数(男性8人、女性8人)に限定し、1対1で全員とお見合いできる形式で開催し、3組のカップルが成立しました。

### NPO法人マリッジクラブ 事務所

阿見町阿見2958  
(マイアミショッピングセンター3階)  
阿見町町民活動センター内  
TEL: 029-886-6787  
E-mail: info@marriageclub.or.jp



「結婚支援出張相談会」と「ミニお見合いパーティー」については、10月にチラシ回覧や町ホームページ等で詳しく案内があるよ！  
ぜひチェックしてね！  
次は7月号通常版で会おうね!

# 阿見町にお住まいの方の出会いを応援!

## いばらき出会いサポートセンター入会登録料助成事業

町では、令和5年4月1日以降に、いばらき出会いサポートセンターに入会した方を対象に、  
入会登録料(2年間で11,000円)を全額助成します!

### いばらき出会いサポートセンターとは?

いばらき出会いサポートセンターは、結婚を希望する独身の方の出会いの場づくりを目的として、平成18年に茨城県と(一社)茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した組織です。



申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。



### いばらき出会いサポートセンター『出張相談・登録会 in 阿見町』開催

**日時** 令和5年5月20日(土) 10:30~16:00

**場所** 阿見町中央公民館2階 学習室AおよびB(2部屋)

#### 出張相談

結婚を希望する独身の方やご家族など、どなたからの相談にも対応いたします。相談は無料です。予約も不要です。

#### 出張登録

センターの入会登録手続きが行えます。事前登録が必要です。いばらき出会いサポートセンターHPから「入会申込」と、「来所予約」(出張登録会)を行ってください。

#### お問い合わせ先

TEL:029-224-8888

いばらき出会いサポートセンター

(水戸センター) ホームページ

<https://www.ibccnet.com>



# 阿見町での新婚生活を応援!

## 結婚新生活支援事業

町では、新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の支援を行います。

### 対象世帯の要件

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であって、夫婦ともに阿見町の住民基本台帳に登録されていること

夫婦の年齢いずれもが婚姻の届出日において39歳以下であること

夫婦の所得の合計額が500万円未満であること

など ※上記以外にも条件があります。

### 対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の実支出額

### 支給上限額

夫婦ともに29歳以下の世帯:60万円  
その他の世帯:30万円

### 申請期間

令和5年4月1日~令和6年3月31日  
※予算額に達した時点で受付を終了します。

申請方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ】 阿見町 町長公室 秘書広聴課 広報戦略室 Tel.888-1111(283)

# 令和5年度阿見町の予算

令和5年度の阿見町の予算が決まりました。予算総額331億400万円、対前年度比4.4%増で、過去最高の予算額となっております。会計ごとの額や前年度と比較した増減、一般会計の歳入・歳出の内訳、主要事業などについてお知らせいたします。

会計	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計	188億2,400万円	176億6,200万円	11億6,200万円	6.6%
特別会計	96億9,000万円	96億4,100万円	4,900万円	0.5%
国民健康保険特別会計	49億1,100万円	48億8,300万円	2,800万円	0.6%
介護保険特別会計	36億4,300万円	36億7,000万円	▲2,700万円	▲0.7%
後期高齢者医療特別会計	11億3,600万円	10億8,800万円	4,800万円	4.4%
企業会計	45億9,000万円	44億200万円	1億8,800万円	4.3%
水道事業会計	18億6,000万円	16億5,200万円	2億800万円	12.6%
下水道事業会計	27億3,000万円	27億5,000万円	▲2,000万円	▲0.7%
公共下水道事業	24億7,300万円	25億円	▲2,700万円	▲1.1%
農業集落排水事業	2億5,700万円	2億5,000万円	700万円	2.8%
全会計合計	331億400万円	317億500万円	13億9,900万円	4.4%

※ 企業会計は、収益的支出と資本的支出を合算した歳出予算額

※ ▲はマイナスを意味する

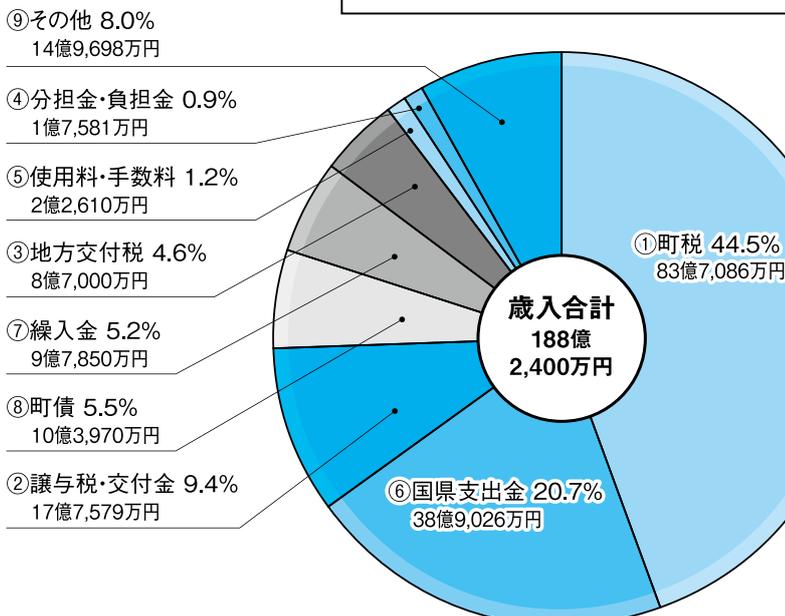
## 一般会計歳入

区分	令和5年度	増減率
①町税	83億7,086万円	5.8%
②譲与税・交付金	17億7,579万円	9.9%
③地方交付税	8億7,000万円	▲20.9%
④分担金・負担金	1億7,581万円	3.9%
⑤使用料・手数料	2億2,610万円	▲3.1%
⑥国県支出金	38億9,026万円	▲0.3%
⑦繰入金	9億7,850万円	40.2%
⑧町債	10億3,970万円	15.9%
⑨その他	14億9,698万円	32.3%
歳入合計	188億2,400万円	6.6%

### 歳入の説明

- ①町税 個人・法人町民税、固定資産税など
- ②譲与税・交付金 国税・県税の一定割合が市町村に交付されるもの
- ③地方交付税 財政状況に応じて国から交付されるもの
- ④分担金・負担金 事業の経費の一部を受益者が負担するもの
- ⑤使用料・手数料 施設使用料や住民票の発行手数料など
- ⑥国県支出金 特定の事業を行うために国・県から交付されるもの
- ⑦繰入金 基金から一般会計に繰り入れるもの
- ⑧町債 事業費の一部を政府や金融機関から借り入れるもの
- ⑨その他 寄附金や繰越金などその他の収入

## 一般会計・歳入 構成比率



## 歳入の主な増減

- 町税(4億5,700万円の増)**  
個人町民税や固定資産税の増収見込みによるものです
- 地方交付税(2億3,000万円の減)**  
町税が増収見込みのため、算定基準である基準財政収入額が増加し、普通交付税が減少する見込みです
- 町債(1億4,300万円の増)**  
曙地区公園整備や朝日中学校の長寿命化改修工事の財源とするための起債額の増加によるものです

その他以外、構成比率が大きい順に並べています(歳出も同じです)



※ 構成比率は、項目ごとに四捨五入で記載しているため、合計が合わない場合があります

# 一般会計歳出

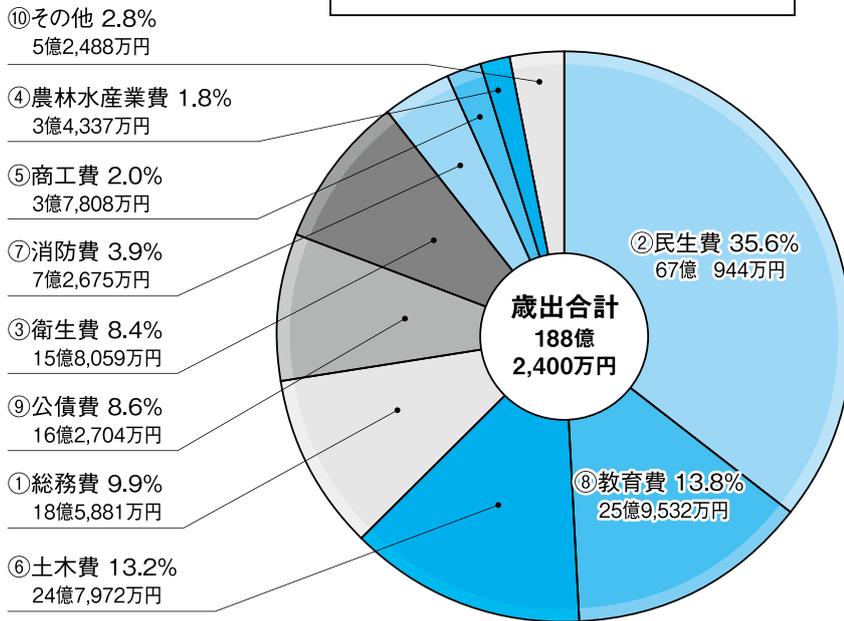
区分	令和5年度	増減率
①総務費	18億5,881万円	▲1.7%
②民生費	67億944万円	0.0%
③衛生費	15億8,059万円	▲7.2%
④農林水産費	3億4,337万円	7.5%
⑤商工費	3億7,808万円	14.3%
⑥土木費	24億7,972万円	25.3%
⑦消防費	7億2,675万円	0.5%
⑧教育費	25億9,532万円	30.6%
⑨公債費	16億2,704万円	1.4%
⑩その他	5億2,488万円	26.3%
<b>歳出合計</b>	<b>188億2,400万円</b>	<b>6.6%</b>

### 歳出の説明

- ①総務費 戸籍や徴税、選挙や庁舎管理など
- ②民生費 高齢者や障害者の福祉や子育て支援など
- ③衛生費 保健衛生や環境保全、ごみ処理など
- ④農林水産費 農林水産業の振興など
- ⑤商工費 商工業や観光の振興など
- ⑥土木費 道路や公園、町営住宅などの整備や維持管理など
- ⑦消防費 消防や救急など
- ⑧教育費 学校施設や公民館、図書館の運営・維持管理など
- ⑨公債費 町債の返済に係る元金・利子
- ⑩その他 議会運営のための議会費や基金積立金など

※民生費は四捨五入の端数調整により増減率0.0%になっており、実際は0.04%増加しています

## 一般会計・歳出 構成比率



### 歳出の主な増減

- 教育費(6億900万円の増)**  
朝日中学校の長寿命化改修工事の増などによるものです
- 土木費(5億100万円の増)**  
曙地区公園整備や道路新設・維持補修の増などによるものです
- 衛生費(1億2,300万円の減)**  
接種回数による新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などによるものです
- 商工費(4,700万円の増)**  
ふるさと応援寄附金増額によるふるさと納税事業の増などによるものです

### 町民1人当たりの町の予算 ※令和5年2月1日常住人口49,734人で算出

歳入区分	金額	歳出区分	金額
①町税	16万8,313円	①総務費	3万7,375円
②譲与税・交付金	3万5,706円	②民生費	13万4,906円
③地方交付税	1万7,493円	③衛生費	3万1,781円
④分担金・負担金	3,535円	④農林水産業費	6,904円
⑤使用料・手数料	4,546円	⑤商工費	7,602円
⑥国県支出金	7万8,221円	⑥土木費	4万9,860円
⑦繰入金	1万9,675円	⑦消防費	1万4,613円
⑧町債	2万905円	⑧教育費	5万2,184円
⑨その他	3万100円	⑨公債費	3万2,715円
—	—	⑩その他	1万554円
<b>計</b>	<b>37万8,494円</b>	<b>計</b>	<b>37万8,494円</b>

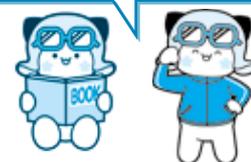


② **民生費**  
福祉の充実に  
13万4,906円

⑧ **教育費**  
小中学校や生涯学習に  
5万2,184円



③ **衛生費**  
保健衛生やごみ処理に  
3万1,781円



# 令和5年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」に定める4つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

## 3. 暮らしを支えるまちづくり

- **町観光協会補助金** 【2,123万円】  
阿見町観光振興基本計画の基本方針に基づき、あみ観光協会の事業として、さまざまな観光施策を推進します。【商工観光課】
- **公園緑地整備事業** 【2億6,954万円】  
町民参加によるワークショップの活用によって地域のニーズにあった公園計画を策定し、潤いのある緑豊かで愛着をもてる公園整備を推進します。【都市整備課】
- **荒川本郷地区都市計画道路整備事業** <<新規>> 【1,993万円】  
荒川本郷地区で未整備となっている都市計画道路を整備することにより、良好な生活環境を提供し、更なるまちづくりを推進します。【都市整備課】
- **都市計画道路寺子・飯倉線整備事業** 【2億4,908万円】  
安全・快適で地域の活性化を促す道路ネットワークを確立するために、都市計画道路の整備を推進します。【都市整備課】

### 《その他の主な事業》

- **道路橋梁維持補修事業** 【4億7,753万円】
- **道路新設改良事業** 【1億4,340万円】

## 4. 安全・安心のまちづくり

- **消防団員の待遇改善事業** 【1,753万円】  
 消防団員の活動に報いるため、待遇改善を目的とした報酬改定を行います。これにより、地域防災の中核である消防団員の確保と地域防災力の充実強化を図ります。【防災危機管理課】
- **防犯カメラ設置事業** 【834万円】  
街頭防犯カメラの設置を推進することによって、交通事故と犯罪のない安全安心なまちづくりの実現を目指します。【生活環境課】
- **不法投棄対策事業** 【2,098万円】  
廃棄物の不法投棄や不適正残土の堆積は、安心・安全な町民生活を直接脅かす問題であることから、抑止力を高めるために監視体制の強化を図ります。【廃棄物対策課】

### 《その他の主な事業》

- **公共下水道整備事業(汚水)** 【5億910万円】

## 1. 人がつながるまちづくり



- **あみメール登録推進事業** 【596万円】  
 「あみメール」に加え「町公式LINE」を導入し、町の重要な情報や防災情報などを迅速かつ確に届けます。【秘書広聴課】
- **二所ノ関部屋連携推進事業** 【535万円】  
大相撲の「二所ノ関部屋」との連携・支援について、全庁的にさまざまな分野で効果的な連携・支援の推進を図り、全国へ町をPRし定住人口・交流人口の増加を目指します。【秘書広聴課】
- **SDGs推進事業** <<新規>> 【191万円】  
阿見町SDGs推進計画を策定し、機運を高め、SDGs日本モデルを宣言します。また、カードゲームを開催するなど、SDGsを深く理解する取り組みを推進します。【政策企画課】
- **BPRによる業務効率化推進事業** <<新規>> 【889万円】  
業務量調査の結果から特に業務改善効果が高いと見込める業務に対して、BPR手法を用いた業務改善を実施し、職員の改善意識の定着や働き方改革に繋げていくとともに、費用対効果等を検証のうえ、効果的なICTの導入を推進します。【総務課】

### 《その他の主な事業》

- **総合計画策定事業** 【998万円】

## 2. 人を育むまちづくり



- **第3子以降出産祝金支給事業** <<新規>> 【1,402万円】  
 お子さんの出生を祝福するとともに保護者の経済的負担軽減を図るため、第3子以降の子を出産した保護者に一人20万円を支給します。【子ども家庭課】
- **中学校新入生へのお祝い事業** <<新規>> 【964万円】  
中学校等に入学される児童に対し、入学時に必要な学校用衣料品等購入時の補助を行い、子育て世代への新たな支援を行います。【学校教育課】
- **学校施設長寿命化改修事業** 【3億9,403万円】  
「阿見町学校施設長寿命化計画」に基づき、施設整備にかかる財政負担の平準化を図ったうえで、中長期的な改修を行います。【学校教育課】

### 《その他の主な事業》

- **阿見町保育士等处遇改善助成金** 【2,838万円】

# マイナンバーカードの受取りと マイナポイント予約・申込支援窓口のご案内

令和5年2月末日までにマイナンバーカードを申請した方は、最大20,000円分のマイナポイントの対象です。マイナポイントの申込期限の9月末日が近づきますと、マイナンバーカードを受取りに来られる方で大混雑になることが予想されますので、交付通知書が届きましたらお早目のご来庁をお願いします。なお、ご来庁される際は、時間に余裕をもってお越しください。  
カード交付にかかる混雑の緩和のために皆様のご協力をお願いいたします。

## マイナンバーカードの受取りについて

### 1 申請から約2か月後、 交付通知書（はがき）が自宅に届く



現在、申請数の急増により、申請から交付通知書の発送まで、約2か月かかります。交付通知書が届かない場合は、町民課までご連絡ください。申請状況を確認できます。

### 2 阿見町役場町民課で マイナンバーカードを受取る

マイナンバーカードの受取りには、原則、ご本人の来庁が必要です。なお、15歳未満の人や成年被後見人のカードの受取りには、法定代理人の同行も必要となります。

受取りにおける必要書類は、交付通知書に記載されております。ご不明な点がある場合は、来庁される前にご確認ください。

▶ 阿見町ホームページ  
詳しくは、「マイナンバーカードの交付について」  
をご覧ください



### ◆ 代理人によるカードの受取りについて

代理人による交付手続きは、申請者ご本人が病気、身体の障害、未就学児であるなどのやむを得ない理由で来庁が困難であると認められる場合のみ可能です。

なお、代理人による交付手続きを希望される場合は、**ご本人が来庁される場合と必要書類が異なりますので、事前に町民課までご連絡ください。**必要書類等に不備があった場合、交付手続きは行えません。

### ◆ カード交付窓口延長のお知らせ

平日の開庁時間内に受取りが難しい方のために、マイナンバーカード交付窓口の開設時間を延長します。  
なお、交付手続きには15分程度かかります。時間に余裕をもってお越しください。

**実施日：5月12日、19日、26日（いずれも金曜日）**  
**受付時間：午後7時まで**

※同時に、マイナポイント予約・申込支援窓口も延長しております。ぜひ、ご利用ください！

## マイナポイント予約・申込支援を行っています！

マイナポイントは、**マイナンバーカードを令和5年2月末日までに申請された人が対象**です。なお、町では、マイナポイントを予約・申込する環境が自宅にない方を対象に、マイナポイントの予約・申込のお手伝いを行っています（一部決済サービスを除く）。手続きには、ご本人の来庁が必要となります（未成年者については、法定代理人による手続きが可能です）。

- ▶ 場所：阿見町役場1階 マイナポイント予約・申込支援窓口
- ▶ 日 時：平日 午前8時30分～午後5時15分
- ▶ 必要なもの：①マイナンバーカード ②利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）  
③マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済サービスのID・セキュリティコード  
④公金受取口座に指定する銀行の口座情報がわかるもの（公金受取口座の登録を行う場合）

### ◆ 窓口延長および休日窓口開設のお知らせ

【窓口開設時間の延長】窓口の開設時間を延長します。  
実施日：5月12日、19日、26日（いずれも金曜日） 受付時間：午後7時まで  
【休日窓口開設】休日に窓口を開設します。  
実施日：5月28日（日曜日） 受付時間：午前9時～正午

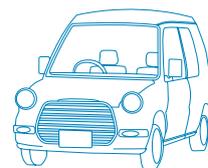
申込期限は、  
令和5年9月末までです。

マイナンバー-PRキャラクター  
マイナちゃん



問合せ マイナンバーカード：町民課 888-1111内126・127 マイナポイント：総務課 内214

# 軽自動車税 (種別割) 減免手続き・税率



[問い合わせ] 税務課 TEL.888-1111 (152)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

## ■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

### ▼対象となる障害等級

- ①身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ②戦傷病者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③精神障害者保健福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④療育手帳 判定が㊸またはA

### ▼対象となる運転者

- ①障害者本人
- ②障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象  
※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、普通自動車を含めて1台に限ります  
※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません

※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

## ■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」・「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

## ■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両  
※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

## ■申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(水)】までです。軽自動車税(種別割)納税通知書(原本)・障害者手帳など(原本)・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。  
※減免申請前に納付された場合には、減免申請を行うことはできません。また減免は自動更新ではありません。毎年申請が必要です

## 対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

## ■軽自動車(四輪以上および三輪)

- ①平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成 27 年度以降も改正前の税率のままです。ただし、③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成 27 年 4 月 1 日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、改正後の税率になります
- ③毎年 4 月 1 日現在で初度検査（新規登録）から 13 年を経過した車両は、重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種 別		①平成 27 年 3 月以前に初度検査(新規登録)を受けたもの(改正前税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			②平成 27 年 4 月以後に初度検査(新規登録)を受けたもの(改正後税率)	③初度検査から 13 年を経過したもの(重課税率)	
軽自動車	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円

## ■グリーン化特例(軽課税率)

今後法改正により 3 年間延長の予定です

令和 3 年度税制改正により、軽四輪車等のグリーン化特例について、適用期限が 2 年間延長されますが、対象車は電気自動車等および乗用車(営業用)に限定されます。令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに初度検査(新規登録)を受けた車両について、取得の翌年度分に限り税率が軽減されます。

### ▼令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの新規登録車両の要件

- ①電気自動車・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 10%以上低減または平成 30 年度排出ガス規制適合)・燃料電池自動車
  - ②乗用車(営業用): 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%以上達成車
  - ③乗用車(営業用): 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%以上達成車
- ※②・③に該当するガソリン車・ハイブリッド車の場合、いずれも平成 17 年排出ガス規制 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制 50%低減達成車に限ります

### ▼特例措置の内容

- おおむね 75%軽減
- 上記②についてはおおむね 50%軽減
- 上記③についてはおおむね 25%軽減

## ■原動機付自転車や 125cc 以上のバイク・小型特殊自動車

種 別		税 額
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの(ミニカーを除く)	2,000 円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	2,000 円
	125cc (1kw) 以下のもの	2,400 円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの(フォークリフト等)	5,900 円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの(側車付のものを含む)	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000 円

あなたのちからを地域防災に生かしませんか



# 消防団員募集!



防災危機管理課消防係 TEL.888-1111 (279)



▲活動中の女性消防団員の皆さん



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

## 消防団員とは?

常勤で消防任務につく消防署員と異なり、他の職業に就きながら災害時は任務にあたる非常勤の地方公務員です。消防団員は地域住民の安全安心な暮らしをまもるため、日夜にわたり活躍する有志で構成されています。しかし、近年消防団員数は減少傾向にあり、消防署にかかる負担は増えております。そのため、大災害時などに同時多発的に生じる火災の対応には人手不足が危惧されます。消防団の活動を通じて得られた防災に関する知識や経験は、必ず自分とその家族を守るちからとなります。自らの手で自分の大切なものを守るため、ぜひ消防団に入団しましょう。

## 消防団のおもな活動

▼男性：火災時の消火活動や交通整理、風水害・大地震時の避難誘導、行方不明者搜索、各種訓練および出初式等行事の参加、水利点検等

▼女性：防火防災教室、消防団員啓発活動等

消防団の活動は多方面にわたり、消防署と協力して任務にあたります。

## 消防団の待遇

①年額報酬の支給あり(36,500円～) ②災害及び訓練等の出場報酬の支給あり(2,000円～8,000円/回) ※時間や内容によって変動 ③5年以上の勤務で退職報奨金の支給あり(200,000円～) ④活動時のけがなどに対する補償や入院見舞金を支給する福祉共済制度あり ⑤制服・活動服の貸与など

## 消防団員になるには?

①町内に在住または通勤・通学している ②18歳以上である ③健康である上記を満たし、入団を希望する人は下記問い合わせ先までご連絡ください。

申込・問い合わせ先：防災危機管理課消防係(消防団事務局) ☎888-1111 (279)

## 消防団の組織

消防団長を筆頭に副団長、指導員からなる消防団本部と15の分団で構成されています。また機能別分団として、女性消防部、役場消防部があります。



## お知らせ 新しい消防車が配備されました

3月19日消防自動車(阿見町消防団第2分団(立ノ越 青宿 新町))に配備されました。旧車両は平成13年に導入され、今年で運用開始から21年が経過した車両となっていました。新車両は従来よりも小型かつ、3.5t未満の軽量な車両で、平成29年以降に普通自動車免許を取得した方でも運転が可能です。新車両を活用し日々の訓練を重ね、地域の安全・安心を確保します。



▲消防団長(後列中央)・幹部(後列)・第2分団(前列) 町長(前列中央)・町議員(前列左)

# ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう!



## 町内クリーン作戦



### 町内クリーン作戦の実施

廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎ 889-0091

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼日付 5月28日(日) ※雨天予備日 6月4日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼作業内容 ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収 ▼ごみ集積所の清掃

▼その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります

▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

### 家庭用使用済み天ぷら油の回収

生活環境課 ☎ 888-1111 (254)

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

▼日付 5月28日(日) ※雨天予備日 6月4日(日)

▼回収手順

- 1 使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
- 2 使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
- 3 行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- 4 使用済み天ぷら油を回収缶に移す
- 5 空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください

▼その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります

▼工業用油は回収しません

▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます



### 『緑のカーテン講習会』参加者募集

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

▼日時 6月10日(土) 午前10時から

▼場所 中央公民館1階ロビー

▼講師 山田 晃太郎 氏

▼募集人数 40人(定員で締切)

▼募集期間 5月8日(月)～26日(金)

▼申込方法 下記に電話または直接申し込む

▼その他 参加者には苗をプレゼントします。苗を入れる袋か箱を持参してください

▼問合せ 生活環境課 ☎ 888-1111 (254)



# 住み慣れたまちで安心して暮らすために お年寄りの 毎日を支えます



高齢福祉課 Tel 888-1111(142・144・743)

## 町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

### ■高齢福祉課

シニアカード	町内に居住する 65 歳以上の人へ協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。
緊急通報システム 整備事業	ひとり暮らしの高齢者・世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害等の緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。 ▼個人負担があります。また、電話回線の種類により使用できない場合があります
ひとり暮らし高齢者 愛の定期便事業	ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性が高いと民生委員が確認した高齢者に、乳製品の手渡し配達による安否確認を行います。 ▼緊急通報システムの貸与を受けられる場合、そちらが優先になります。また、介護保険サービスを週 1 回以上利用している人は対象外になります
要介護認定者 福祉タクシー 利用料金助成事業	要介護 1～5 の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外になります) ▼助成限度額: 1 回につき 4,000 円 (片道を 1 回として年間最大 24 回まで)
日常生活用具 給付事業	ひとり暮らしの高齢者または世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯で住民税が非課税である世帯に属する人に、電磁調理器等を給付します。 ▼個人負担があります
シルバーカー 購入費助成事業	住民税が非課税の世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。シルバーカー購入日から 30 日以内に申請が必要です。 ▼領収書またはレシートが必要です (助成限度額: 5,000 円)
福祉電話貸与事業	低所得で電話機を有していないひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。
家族等介護用品 支給事業	介護保険で要介護 3 以上 (要介護 3 の人は、排尿または排便の介助が必要な人) と認定された住民税非課税の人在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。 ▼要介護 1・2 の人は対象外です
徘徊高齢者家族 支援サービス事業	徘徊の見える在宅の高齢者を介護する家族に、GPS 発信機の貸与や、QR コードシートの配付を行い、徘徊・その他の緊急時に迅速に対応できるようにします。 ▼GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QR コードシートの追加購入費用は個人負担
在宅ねたきり 高齢者等介護慰労金 支給事業	基準日 (12 月 31 日) 以前に 1 年間継続して介護保険で要介護 4 以上と認定された 65 歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。 ▼対象となる可能性のある人には 12 月末に案内文を送付します
生活管理指導 短期宿泊事業	介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊 (原則 7 日以内) による生活指導・支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります
要介護者等 緊急短期宿泊事業	介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられず緊急に入所が必要な人を対象に短期宿泊 (原則 7 日以内) による支援を行います。 ▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります
高齢者住宅 リフォーム助成事業	介護保険で要支援・要介護と認定され、住民税が非課税の世帯に属する高齢者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

## ■高齢福祉課

成年後見制度 利用支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。 ※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受付 ▼助成額：所得などにより異なります
エアコン購入費 助成事業	高齢者の熱中症等の健康被害防止のため、自宅に使用可能なエアコンが1台もない、満65歳以上のみで居住する住民税非課税世帯に対し、エアコンの購入費用および設置費用の一部を助成します。 ▼助成額：一世帯あたり上限50,000円（エアコンの購入費および設置に要した費用または50,000円のいずれか少ない金額）

## ■健康づくり課

つるかめ教室	運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。 ▼対象：10人以上の高齢者団体 ▼実施回数：月1回 ▼実施場所：地区公会堂など
健康相談	健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士が応じます。

## ■町社会福祉協議会

給食サービス事業	65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。 ▼利用期日：毎月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）
生活援助型 食事サービス	配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。 ▼利用期日：毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ▼利用料（個人負担分）：1食あたり普通食410円・特別食570円
心配ごと相談	生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。 ※詳細は34ページ（定例相談）参照
ふれあい電話	申請された65歳以上のひとり暮らし宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。 ▼実施期日：火・木曜日午後1時30分～3時（祝日・年末年始を除く）
在宅福祉 （有償）サービス 事業	会員方式（利用会員・協力会員）による有料の在宅福祉サービスを提供します。 ▼登録会員方式：利用会員・協力会員 ▼サービス内容：食事の支度・衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整頓、生活必需品等の買い物、通院・散歩等外出時の付き添い、介護者外出時の留守番、日常生活上の相談・助言、役場・病院等への連絡手続き、そのほか軽易な身の回りの世話 ※大掃除、身体介護は行いません ▼利用日時：毎日午前7時～午後7時（年末年始を除く） ▼利用料：1時間600円
車いす貸出事業	町内在住の人に、一時的（1ヶ月を限度）に車いすを貸し出します。
低床カー貸出事業	車いすごと乗れる軽自動車を2日間限度で貸し出します。 ▼負担：1kmあたり10円のガソリン代がかかります
日常生活 自立支援事業	認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。 ▼利用料：福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）1時間あたり1,100円 ※別途交通費の負担あり ▼書類預かりサービス（保管料）：1か月あたり500円※どちらのサービスも生活保護受給者は免除

## ■地域包括支援センター

高齢者に 関する総合相談	介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、要支援者・事業対象者のケアプランの作成・支援やケアマネジメントを行います。
家族介護支援事業	①介護する人同士の交流や情報交換の場を提供する介護者交流会を開催します ▼対象者：在宅で介護している人 ②介護・福祉に役立つ知識や技術の習得を目的とした介護教室を開催します ▼対象者：在宅で介護している人や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人

## 各サービスの問い合わせ

- ▼高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142・144・743) ▼健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940  
▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域包括支援センター ☎887-8124

# 知って安心！介護保険 地域密着型サービス

# 介護 保健

高齡福祉課介護支援係 TEL.888-1111 (753)

## サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・単身高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

## サービスの主な特徴

- ▽地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます

## サービスの主な種類

■**認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**  
認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で1ユニット9人以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では5事業所（表1-①～⑤）が整備されています。

■**小規模多機能型居宅介護**  
小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。要介護1～5の人、要支援1～2の人が利用できます。『通い』『訪問』『宿泊』等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフによる対応ができるので、連続性のあるサービスを受けることができます。町では、2事業所（表1-⑥⑦）が整備されています。

■**看護小規模多機能型居宅介護**  
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサ

ービスが必要な人がサービスを受けることができます。要介護1～5の人が利用できます（要支援1～2の人は利用できません）。町では1事業所（表1-⑧）が整備されています。

■**地域密着型通所介護（デイサービス）**  
定員が18人以下の小規模な

通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができます。要介護1～5の人が利用できます。町では2事業所（表1-⑨⑩）が整備されています。  
※デイサービスを利用希望する方は担当のケアマネジャーへご相談ください

表1：町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	①阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型 居宅介護	⑥小規模多機能型居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
	⑦小規模多機能居宅介護事業所優愛	中央 5-19-20 ☎893-2588	29人
看護小規模多機能型 居宅介護	⑧看護小規模多機能型居宅介護さくらす	荒川本郷 1854-21 ☎875-6711	29人
地域密着型 通所介護	⑨機能訓練型 デイサービス アルク	中央 5-6-26 ☎888-9611	15人
	⑩共生型通所介護・生活介護事業所 ままりん	中郷 2-23-9 ☎070-9008-5884	18人



# 消費者コーナー

くらしの注意報!!  
～安全で快適な暮らしのために～

消費者問題の  
ご相談は  
お気軽に下記まで!

## 令和5年度 [第1回]

### 令和4年度の消費生活相談状況

### 相談受付件数 381件

#### こんな相談がありました

#### 実在する会社から不審なメールが届いたという多くの相談や情報提供

##### 【事例】

##### 銀行名を名乗り届いたメール

〇〇銀行です  
ご登録されている情報が流出した可能性があります。安全のためパスワードの変更をお願いします。  
<http://〇〇bank.×××./>

##### 【アドバイス】

宅配業者、銀行、クレジット会社、国の機関、大手通販サイト、携帯電話会社等、さまざまなニセ送信者は巧妙な手口で迷惑メールを送信してきます。  
知っている業者からのメールでもすぐに信用しないで確認しましょう。URLをタップ（クリック）して個人情報を入力しないように気をつけましょう。

#### 家の修理や工事に関する相談

##### 【事例】

近所で工事をしていると業者が挨拶に来て「お宅の屋根が壊れている」と言われ不安になり契約した。

##### 【アドバイス】

突然訪問してくる業者には要注意。不安を煽られても業者の言うとおりに契約しないでください。  
万が一契約した場合は、訪問販売なのでクーリングオフで解約できる可能性があります。

#### いつでも解約できる定期購入なのに解約の電話が繋がらない

##### 【事例】

サプリメント「初回500円、2回目以降は4,000円」の定期購入だが、いつでも解約できるとあったので購入。しかし、解約期間内に解約の電話が繋がらない。定期購入のため解約できないと次のサプリメントが送られてきてしまう。

##### 【アドバイス】

時間帯を変えて電話を架けるとつながる場合もあります。  
解約期間内に電話が繋がらない場合でも連絡した証拠（電話記録やメール）を残し、証拠を提示して解約交渉を試みましょう。  
解約方法が「電話」に限定されている場合でも、念のため電話以外の連絡方法を確認しておきましょう。

#### 出前講座のお知らせ

阿見町消費生活センターでは、消費生活相談員が出向いて最近の消費者トラブル事例や対策などをご説明する出前講座を実施しています。  
講座内容は、相談事例やアドバイス・契約の基礎知識・解約方法・最新情報等、できる限りご希望に沿ってお話します。  
地域のサークル、少人数のグループ等、形態は問いません。  
下記までお気軽にご相談ください。  
開催可能日：原則、平日（午前9時30分～午後3時）  
※土・日・祝日の開催を希望される場合はご相談ください



▲消費生活センターは役場1階です

#### 問い合わせ

#### ▼町消費生活センター

☎ 888-1871(月～金曜日午前9時～午後4時) (正午～午後1時は除く)  
※土・日・祝日は消費者ホットライン☎ 188へ



# 子育て支援事業の取り組み



子ども家庭課 TEL.888-1111 (117・708)

## 町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。それぞれ開所(園)時間等特色が異なりますので、希望施設を決定する際には事前に見学することをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	認可定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	100人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	130人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	110人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	130人	
阿見さらり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	150人	
LIFESCHOOL 阿見		荒川本郷2066-94	875-6750	150人	
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	120人	生後8週～5歳
認定こども園阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	57人	生後3か月～5歳
認定こども園ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	30人	3歳～5歳
小規模保育園虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズあみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
キッズハウスにじの森		うずら野 1-34-13	845-7654	12人	
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	5人	生後6か月～2歳
にこちゃんランド		阿見 246	070-3996-1647	3人	生後6か月～2歳
ふらわあすけっと	家庭的保育事業所(休園中)	中央 6-19-28	888-9617	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員は、保育部分のみ的人数になります。教育(幼稚園)部分は含みません

## 病児保育事業

「病児保育事業」とは、保護者等が就労している世帯で児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	中央 3-10-3 (東京医科大学茨城医療センター敷地内)
対象	保護者等が就労している町内在住または在勤者であって、4月1日現在で生後6か月から6歳までの未就学児
利用料金	児童1人につき3,000円 ※昼食・おやつは持参となります
注意点	利用する際は、かかりつけ医が乳幼児の病状について記入した「医師連絡票」等の必要書類のご提出がないと利用できません。詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。
問合せ	たんぼぼ保育室 ☎ 887-5621

## 民間保育施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

託児所	託児所・チャーミー(福田 2404-2) ☎ 889-4321
企業主導型	花くじら保育園(荒川本郷 1854-21) ☎ 875-7878

## 一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・ニチキッズあみ保育室・キッズハウスにじの森
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童</li> <li>▼私立保育園: 満1歳から就学前までの児童(阿見きらり保育園: 7か月から、さくら保育園: 町民のみ)</li> <li>▼ニチキッズあみ保育室: 生後2か月から3歳まで</li> <li>▼キッズハウスにじの森: 生後3か月から3歳まで(町内に住民登録していること)</li> </ul> ※別途条件を設定している場合もあります
利用料金	児童1人につき1日あたりの料金(食事・おやつ代含む) ▼公立保育所: 2,000円(利用料1,750円、給食費250円) ※アレルギーがある場合は給食(おやつも含む)の提供はしていません ※公立保育所以外の施設は、園ごとに料金が異なります。各実施場所にお問い合わせください
申込方法	▼公立保育所▼利用を希望する保育所に電話予約(予約は1か月前から可能)▼初回利用の場合は利用の前に面接が必要です▼予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出 ※公立保育所以外の施設は、各実施場所にお問い合わせください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください。 ▼中郷保育所 ☎ 887-3331 ▼南平台保育所 ☎ 840-2081 ▼二区保育所 ☎ 841-2301 ▼あゆみ保育園 ☎ 888-3681 ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678 ▼阿見きらり保育園 ☎ 875-8135 ▼ニチキッズあみ保育室 ☎ 891-0855 ▼キッズハウスにじの森 ☎ 845-7654

## 病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 ① 町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している② 4月2日時点で1歳に到達している
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください</li> <li>▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります</li> <li>▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください</li> </ul>
問合せ	各実施場所にお問い合わせください。 ▼阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 ▼さくら保育園 ☎ 896-3678 ▼阿見きらり保育園 ☎ 875-8135

## ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

### ▼サービスの内容

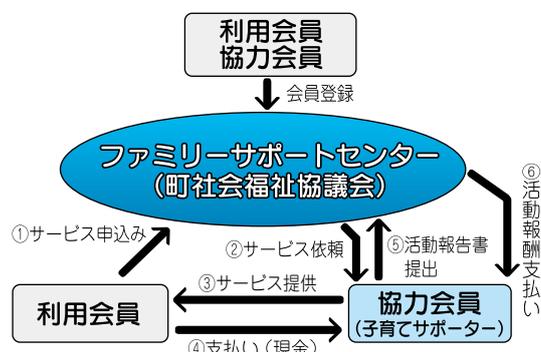
- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎(徒歩または公共交通機関を介しての送迎)
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話(急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

### ▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時
利用料金	1時間あたり400円(子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は400円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会ファミリーサポートセンター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎887-8124

※一時保育事業・病児保育事業・病後児保育事業・ファミリーサポートセンターのご利用にあたっては、一定の要件に該当する場合、無償化の対象となります。ご利用にあたっては下記までお問い合わせください



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

問い合わせ 子ども家庭課 ☎888-1111(117・708)

# 国民年金保険料の額と納め方



国民年金課国民年金係 TEL.888-1111 (136・137)

**保** 険料を未納にすると、生活の支えとなる年金が受けられなくなる場合もあります。忘れることなく納めましょう。

## ■保険料の額

保険料は、20歳から60歳まで納めることとなります。毎月の保険料は翌月末日までに納付することになっています。

▼保険料：令和5年度は月額16,520円

▼付加保険料：月額4,000円  
付加保険料を納付すると、2,000円×付加保険料納付済月数で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります

## ■納め方

### ①納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付された納付書で、銀行・ゆうちょ銀行・農協・漁協・信用金庫・労働金庫・信用組合・コンビニエンスストアで納めることができます(役場・出張所では取り扱えません)。

### ②納付書(現金)による前納で納付

納める月が早いほど割引額が多くなります。その年度の一定期間の保険料を前もってまとめて納める(前納)と、保険料が割り引

きされてお得です。

▼2年前前納…割引額14,830円

▼1年前前納…割引額3,520円

▼半年分前納…割引額8,100円

### ③口座振替で納付

口座振替なら納付書(現金)で納めるより割引額が多くなります。

▼2年前前納…割引額16,100円

▼1年前前納…割引額4,150円

▼半年分前納…割引額1,130円

▼毎月納付は2種類

▼早割(当月末振替)…月々50円割引(例：4月分の保険料を4月末日に振替)

▼翌月末振替…割引なし(例：4月分の保険料を5月末日に振替)

▼口座振替手続きに必要なもの

▼運転免許証など本人確認

※口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行含む)窓口または年金事務所でお申し込みください

## ▼口座振替で前納するのがお得です

納付方法	1か月分	6か月分	1年分	2年分
現金支払い(月々)	16,520円	99,120円	198,240円	402,000円
現金支払い(前納) 【割引額】	-	98,310円 【810円】	194,720円 【3,520円】	387,170円 【14,830円】
口座振替(早割) 【割引額】	16,470円 【50円】	-	-	-
口座振替(前納) 【割引額】	-	97,990円 【1,130円】	194,090円 【4,150円】	385,900円 【16,100円】

※納めていない期間の保険料については、納付期限から2年を経過すると時効により納められなくなります  
※時期により前納できる期間に制限があります

ができるもの▼年金手帳  
または基礎年金番号通知書  
もしくは納付書等基礎年金  
番号のわかるもの▼通帳  
金融機関届出印  
※口座をお持ちの金融機関  
(ゆうちょ銀行含む)窓口  
または年金事務所でお申  
込みください

④その他  
電子納付やクレジットカードを利用した納付もできます。  
※詳しくは土浦年金事務所  
にお問い合わせください  
☎029-825-1170

# コロナウイルス感染症が5類感染症に移行します

健康づくり課(総合保健福祉会館)『さわやかセンター』内 TEL.888-2940

## 新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行します

※4月13日現在の情報です  
新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、政府は2023年5月8日に、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針です。それに伴い、次のとおり医療費の自己負担が求められることとなります。

- ▶ **外来医療費**・・・無料となっている検査や外来診療費は他の疾患と同じように自己負担が求められます。ただし、急な負担の増加を避けるため、一部の公費支援は期限を区切って継続されます。
- ▶ **新型コロナ治療薬の費用**・・・9月末まで引き続き公費負担されます。その後は他の疾患とのバランスや国の在庫などを踏まえて冬の感染拡大に向けた対応が検討されます。
- ▶ **入院医療費**・・・医療費や食事が自己負担となります。ただし、急な負担の増加を避けるため、まずは9月末まで、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額する措置を講じます。
- ▶ **受診できる医療機関**・・・コロナの症状が出た際に診療を受けられる医療機関については、今よりも幅広い医療機関で受診できる体制へと移行します。現在も受診できる医療機関についてHPやあみメールに掲載していますので、随時一覧を更新してまいります。

## 5類移行後の感染対策「5つの基本」が示されました

- 1 体調不安や症状がある場合は無理せず自宅で療養するか医療機関を受診する
- 2 その場に応じたマスクの着用やせきエチケット
- 3 3密(密閉、密集、密接)を避けること、換気
- 4 手洗い
- 5 適度な運動と食事

※マスクの着用は「個人の判断」となりましたが、人混みや公共交通機関など場所や状況に応じて臨機応変な着脱が求められますので、着用を呼びかけられている場面ではできるだけ応じることができるよう、外出時は携帯しましょう。

5類移行後の対応についての最新情報は、ホームページやあみメールで随時周知しますので、ご確認ください。

# 「各種予防接種」について

## 成人男性の風しん抗体検査・予防接種の無料クーポンをご利用ください！

風しんが流行し妊婦が罹患すると、子どもに先天性風しん症候群(難聴、先天性心疾患、白内障、精神発達遅滞等)を発症することがあります。主に成人男性の風しん抗体価が低いいため、早期に風しんを排除することを目標に、国の対策の一環として全国一律に無料クーポン券を配布しています。

まだ検査・接種がお済みでない方は、お早めにご利用ください！

- ▶ **対象者**  
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- ▶ **有効期間**  
・抗体検査：令和6年3月31日まで  
・予防接種：令和7年3月31日まで
- ▶ **その他**  
転入された方で、抗体検査及び予防接種が未実施の場合は健康づくり課までお問合せください。

## 高齢者肺炎球菌予防接種について

○高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)

対象となる生年月日の人には予診票と案内をお送りしていますので、ご確認ください。

- ▶ **対象者**：今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方で、この予防接種を受けたことのない方
- ▶ **助成期間**：令和6年3月31日まで
- ▶ **助成金額**：3,000円(生涯1回のみ。なお、接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担)  
60歳～65歳未満の人で心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により身体障害者手帳1級を取得している場合も、初めてこの予防接種を受ける場合には、助成を受けることができます。
- ▶ 65歳以上の対象年齢以外の方で一度も公費助成を受けていない場合は、高齢者肺炎球菌予防接種(任意接種)として一部助成の対象となる場合があります。ご希望の方は健康づくり課までお問い合わせください。

## 「こころの体温計」であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

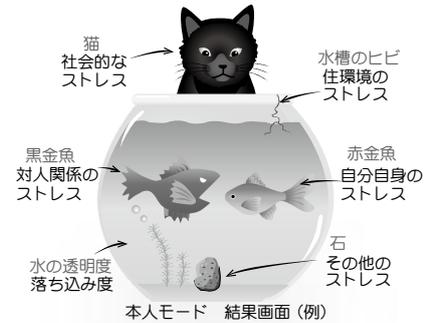
町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。

特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

### ■『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚・猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



### ■ 利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます（無料）。

▼パソコンで利用する場合：ホームページ（<https://fishbowlindex.jp/ami/>）からご利用ください

▼スマートフォン・携帯電話等で利用する場合：右記二次元コードからご利用ください  
※町ホームページからもご利用いただけます



二次元コード▲

## ご相談ください！「こころの健康相談」

町では、こころの悩みやこころの健康についてのご相談をお受けしています。

こころの病気の不安や悩みがあるけれど受診が必要かどうかわからない、家族としてどのように接したらよいかわからない等、ご心配なことがあれば一人で悩まず、お早めにご相談ください。**秘密は厳守します。**

### ■ 対象者

町内在住の人、またはそのご家族の人

### ■ 相談スタッフ

精神保健福祉士、町保健師

### ■ 相談日時

▼日程：毎月1回

（日にちは広報あみ通常版またはお知らせ版でお知らせします）

▼時間：①午後1時～2時

②午後2時30分～3時30分

### ■ 申込方法

電話または直接健康づくり課（町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）にお申し込みください（予約制・相談料は無料）

※匿名での予約や本人・家族以外の人からの相談はお受けできません

### ■ 相談場所

町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内相談室

### 相談した人の声

- ▼相談したことによって気持ちが楽になった
- ▼こころに引っかかっていたものが軽くなった
- ▼病院を受診するきっかけになった



問い合わせ

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）Tel.888-2940

# 木造住宅の耐震診断費・耐震改修費を支援します



都市計画課 TEL.888-1111 (232)

昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和 56 年 5 月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

## 補助概要

### 補助対象建築物

- ▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
  - ▼昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
  - ▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2 階建以下の木造住宅であること
  - ▼延べ床面積が 30 m<sup>2</sup>以上であること
  - ▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の 2 分の 1 以上であること
- ※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

### 補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人

### 支援の内容

区分	内容
① 耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
② 耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点（※）が 1.0 未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行い、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力（必要耐力）と実際に保有している耐力（保有耐力）の比較より導き出される評価点

※②の補助申請は、耐震設計および耐震改修工事を併せて実施することで申請できます

### 補助金額等

	① 耐震診断	② 耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額 100 万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。 ご了承ください
補助率	100%	80%	
予定件数	4 件	1 件	

### 募集期間

- ① 6 月 1 日(木)～6 月 30 日(金) ② 6 月 1 日(木)～10 月 31 日(火) ※いずれも土・日・祝日を除く

### 申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳細な内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

### 耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。

- ▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

# 阿見町の文化財・文学紹介

## 5月号

生涯学習課 (中央公民館内) TEL.888-2526

### 戦跡保全事業の紹介

お問合せ

生涯学習課文化財係  
08000812526

**【戦跡調査はじめます】**  
阿見町にはかつて、二つの海軍航空隊がありました。一つは現在の茨城大学農学部キャンパスの敷地を中心とする「霞ヶ浦海軍航空隊」、もう一つは陸上自衛隊武器学校の敷地を中心とする「土浦海軍航空隊(予科練)」です。  
海軍の進出により、これまで関東地方の一農村だった町域は「海軍のまち」として近代化を果たします。現在も、町内各地に様々な痕跡が残っており、これらを「戦争遺跡」や「戦跡」といいます。  
戦後75年が過ぎ、当時の事を知る人もだんだん少なくなっていく中、戦争の悲しさ、平和の大切さを伝える手段として、戦争遺跡は大切な要素になってくるといえます。町では、あらためてこれら戦争遺跡の保存状況を調査し、その保全と普及啓発に取り組んでまいります。当ページや町ホームページ等で、随時お伝えしていく予定です。

### 阿見町の戦争遺跡①

### 文学紹介

### 下村千秋の文学に触れて「飢餓地帯を歩く④」

千秋は、青森県へも足を伸ばし書いている。岩手の百姓たちの生活にも驚いたが、青森に来ても藁の中に寝る百姓がいることを知って、再び驚かすにはいられなかった。

私も百姓育ちであるという自負で、これまでの下村文学を内側から「阿見の百姓の眼」で見ようと構えていた。しかし、自分の眼が如何に狭いものであるか、そして下村千秋の大きさを、この報告書で思い知らされたのである。

農村育ちでも百姓をやらなかった千秋の方が、深く百姓の現実や未来を、そして社会の歪みを憂いていたのだ。そこから自ずと、貧しい農村や底辺の人々へ眼を向けた、千秋の優しい人間性が浮かび上がるのである。

(「下村千秋の世界」平成二十四年刊行 筆者：青山欣也)



### 文化財紹介

お問合せ

生涯学習課文化財係  
08000812526

塙城跡は阿見町塙、清明川が霞ヶ浦に注ぎ込む手前で大きく湾曲する地点、その台地上にあります。石垣や天守閣を持たない中世城館跡で、いわゆる「土の城」に分類されます。土塁や堀がつくる独特な形状は、城跡好きからの人気も高く、町外から見学に来る方も多くいます。  
この3月に、町教育委員会によるパンフレットを刊行いたしました。未だ謎の多い塙城跡ですが、時代とともに変化したことがわかる城の形状は、勢力間の境界地域にあって、どう生き残りを図るかの生存戦略が感じられます。  
町のホームページからもダウンロードできますので、ぜひパンフレット片手に城跡散策を楽しんでみてはいかがでしょうか。



### 文化協会紹介

### 「墨友」(美術部門)

「墨友」は、書道のサークルです。毎月1回中央公民館にて活動を行っております。秋には、町の芸術展などに作品を出品しています。

書道は老若男女誰もが楽しむことができます。一文字一文字に向き合うことで、集中力を養うことが出来ますし、活動を通じて人と人の交流も楽しみの一つです。ぜひお気軽に参加ください。お待ちしています。

※入会ご希望の方は、文化協会会員、または事務局(生涯学習課)にご連絡ください。



# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 Tel.891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

## 予科練平和記念館の収蔵品紹介（予科練習生卒業アルバムより）②

今月号からは当館収蔵資料である乙種第7期飛行予科練習生卒業アルバム「雛鷺の頃」の写真とともに、乙種第7期飛行予科練習生がどのような日々を送っていたのか紹介していきます。今月は、昭和11年4月から9月までの出来事の一部を紹介します。

昭和11年4月22日

第一次検査に合格した少年たちは、第二次検査のために横須賀海軍航空隊を訪れていました。この第二次検査では、身体検査や飛行適性検査を行っていました。

昭和11年6月1日

第7期飛行予科練習生として第二次検査に合格した204人が横須賀海軍航空隊に入隊しました。（このころはまだ甲種が創設されていなかったため、第7期のみの記事となっています）

昭和11年6月2日

入隊式にて司令長官の訓示と司令の訓示が行われ、1日付で海軍四等航空兵第7期飛行予科練習生を命じられました。

昭和11年6月21日、28日

鎌倉行軍（21日）、東京行軍（28日）が行われました。

昭和11年7月8日

この日から、水泳が開始されました。

昭和11年9月24日

陸軍大演習の統監のために、昭和天皇が横須賀から軍艦比叟に乗って出港しました。（10月12日まで）

### 行軍とは？

今の学校に置き換えると遠足や旅行に相当するものです。隊外の自然や文化に触れることによって人間性を豊かにさせる、練習生の緊張感を緩和させる、集団としての堂々とした姿を見せることで練習生の中に誇りと自信を与えるなどの目的がありました。今回掲載しているのは、鎌倉行軍の際の写真になります。鶴岡八幡宮にて撮影されたものです。当時の予科練習生の制服であるジョンベラ（セラー服）を着ています。



来月号では10月～昭和12年1月までを紹介します。

### 学芸員のつぶやき

5月28日（日）午前11時から第56回予科練戦没者慰霊祭を陸上自衛隊土浦駐屯地（武器学校）内雄翔園にて開催します。一般開放いたしますので、ぜひお出かけください。入場は無料です。詳細につきましては、公益財団法人海原会ホームページもしくは、公益財団法人海原会（☎029-886-5400）までご連絡ください。なお、当日は予科練平和記念館は無料開館日となります。

当館の最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式Twitter、Facebook等でお知らせします。



ホームページ▲



公式Twitter▲



公式Facebook▲

来場者の声

どのチームの演奏も  
すばらしかった！  
また開催してほしい。

来場者の声

久しぶりのコンサートで  
心が温まりました！

# 第22回 阿見町

# 音楽祭

## が開催されました！！



女声合唱団コール・アミ  
(コーラス)

当日鑑賞された177名の方々には、昔懐かしい歌謡曲の数々からクラシック音楽まで、バラエティ豊かな曲目を楽しんでいただき、改めて音楽のすばらしさを実感できた音楽祭でした。

今回の音楽祭には、普段町内の公民館やコミュニティセンターで活動している6団体が出演し、それぞれコーラスやギター、ハーモニカなどの素晴らしい演奏を披露しました。

「阿見町音楽祭」は、毎年3月に開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により長い間延期となっており、今回は4年ぶりの開催となりました。

令和5年3月5日(日)、本郷ふれあいセンターにて「第22回阿見町音楽祭」が開催されました。

来場者の声

みんな楽しそうで、  
一生懸命さが伝わってきて  
良かった！

来場者の声

次回は聴衆も  
一体となって参加できるような  
演目があると嬉しい。



アコースティックファンバンド  
(バンド演奏)



オカリーナ・アミーゴ  
(オカリナ演奏)



君原ハーモニカクラブ  
(ハーモニカ演奏)



阿見ウィキウィキ会  
(ハワイアン音楽)



阿見ギター同好会 (ギター演奏)

問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

## 茨城県そば共進会最優秀賞 全国農業協同組合中央会会長賞

そば生産者の表彰において、阿見町中央在住の横張清彦氏が2月22日に茨城県稲作・そば共進会で最優秀賞、3月28日に全国そば優良生産表彰で全国農業協同組合中央会会長賞を受賞されました。おめでとうございます。

横張氏は県推奨品種である「常陸秋そば」を5ha栽培しており、収穫量は5,850kgで10a当たり117kgの収量を達成しました。収穫したそばは、ふるさと納税の返礼品として、そば焼酎や乾麺などにも使われています。



## 「磯節」の全国大会優勝

新型コロナウイルスの影響により、3年ぶりの開催となった「磯節」の全国大会が2月11日、水戸市で開催され、阿見町大砂在住の菅原理恵さんが念願の優勝を果たしました。

「磯節」は日本三大民謡の一つとされ、大洗や那珂湊で生まれた漁師唄で、江戸時代末期から歌われてきたと言われています。

この大会は今回で44回目の開催となり、大変歴史のある大会です。おめでとうございます。



## インフォメーション

### お知らせ 水道事業に関する「水質検査計画画」を策定しました



町では、水道事業に関する「令和5年度水質検査計画画」を策定し、ホームページ（上記二次元コード）に掲載しました。当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は下記までお問い合わせください。

〒300-0314 阿見町追原1804-4 上下水道課（町水道事務所内） ☎ 889-5151 📠 889-5154  
✉ jogesuidoka-ofc@town.ami.lg.jp

### 募 『行政書士無料相談会』開催

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しています。おひとりでもおひとりでもお気軽にご相談ください。

期日 5月21日（日）

時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

場所 かすみ公民館1階会議室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日の午前9時～正午に下記に電話で申し込む  
☎ 茨城県行政書士会県南支部担当：池田 ☎ 090-7216-6219

### 募 「手話奉仕員養成講座」受講者

町では、手話を学び聴覚障害への理解を深めるため、下記のとおり講座を開催します。

#### ①入門課程

日時 6月1日～令和6年2月29日の木曜日10時～正午（全35回）

場所 土浦市総合福祉会館（土浦市大和町）

内容 日常会話程度の手話表現の習得

対象 町内在住・在勤で手話学習経験のない人

#### ②基礎課程

日時 5月31日～令和6年2月21日の水曜日午後7時～9時（全35回）

場所 土浦市立四中地区公民館（土浦市国分町）

内容 より高度な手話表現技術の習得

対象 町内在住・在勤で入門課程を修了した人または手話講習会等の受講経験のある人（手話の読み取りや手話による日常会話ができる人）

募集人数 ①・②各5人（申込多数の場合は抽選）

参加料 無料（テキスト代は自己負担）

申込期間 5月16日（火）必着

申込方法 住所・氏名・生年月日・電話番号・希望課程・具体的な手話講座の受講経験を記載し、往復はがきで下記に郵送する

〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 社会福祉課 ☎ 888-1111（751）

〈広告欄〉

うちの子「結婚」しないのかしら？  
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎ 029-835-3751

結婚相談所ムスベル

雑貨店 G.W イVENT 5/5金6土7日  
10:00～16:00  
詳細はコチラ

キッチン・他

雑貨・家具・照明・カーテン・犬服販売！ /  
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4

☎ 029-888-6119

## お知らせ 町県民税（住民税）における上場株式等に係る課税方式の選択について

令和3年分より確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」に、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の欄が設けられました。この欄に〇等の記載がある人については、確定申告書提出時に町県民税については申告不要制度を選択していることになります。

上記の欄に〇等の記載がない人については、納税通知書が送達される前に「上場株式等の譲渡・配当の選択課税申告書」を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。

対象となる上場株式等に係る配当所得等は、町県民税（住民税）が特別徴収されているものに限りです。

総合課税や分離課税を選択した場合は、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

国税務課町民係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

## イベント 「認知症相談会」開催（無料）

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。ボランティア団体「オレンジの会」によるオレンジカフェ（認知症カフェ）の中で開催します。

日時 5月25日（木）午後1時30分～3時30分

場所 本郷ふれあいセンター 2階 会議室1・2

相談員 町地域包括支援センター職員

対象 町内在住の人

その他 相談者が多い場合、別日の相談をご案内する場合があります

☎町地域包括支援センター ☎ 887-8124（午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）

## お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場夜間飛行訓練

期日 5月16日（火）・17日（水）・18日（木）・23日（火）・24日（水）・25日（木）・26日（金）

時間 日没から約3時間以内（各機2時間基準）

☎陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 842-1211 (3420)

## 募 健康づくり課から①・②

### ① 食生活改善推進員（ヘルスマイト）養成講習会受講者

町では、食生活改善推進員養成講習会の開催にあたり、地域やイベント等で食生活改善推進員（ヘルスマイト）としてボランティア活動ができる人を募集します。食と健康に興味がある人、ぜひご応募ください。

期日 6月29日（木）・7月27日（木）・8月28日（月）  
・9月15日（金）・10月23日（月）・11月16日（木）  
・12月21日（木）・令和6年1月18日（木）（計8回）

時間 午前9時30分～午後1時

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

内容 食生活や運動に関する講話や調理実習、運動実技

対象 以下の条件をすべて満たす人

- ▼ 20才以上おおむね70才位
- ▼ 町内在住
- ▼ 健康的な食生活について、関心がある
- ▼ 修了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる
- ▼ 全日程8回のうち5回以上出席できる  
※以前、養成講習会を修了した人で、ボランティア活動をご希望の人は、右記にご連絡ください

募集人数 25人（応募者多数のときは抽選）

参加料 無料

申込期限 5月26日（金）※土・日・祝日を除く

申込方法 右記窓口、または電話で申し込む

### ② 『あみ健康づくりプラン21』推進委員

町の健康増進計画である「あみ健康づくりプラン21」の計画の進行管理などについて、意見をいただく委員の一部を町民の皆さんから公募します。

任期 2年（令和5年委嘱日～令和7年3月）

職務 当該委員会の会議に出席し、計画推進の協議・検討を行う。公募により選出された委員のほか学識経験者・医療関係者等を含む20人以内で構成

報酬等 条例で定める額（報酬月額5,300円、費用弁償700円）※会議出席ごとに支払い

募集人数 若干名

応募条件 次の要件をすべて満たす人

- ▼ 町内在住で20歳以上の人
- ▼ 平日の日中の会議に出席できる人（▼令和5年度：年3～5回程度 ▼令和6年度：年1～2回程度を予定）
- ▼ 町におけるほかの審議会等の委員に選任されていない人

応募方法 5月26日（金）（必着）までに、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業を記載のうえ、町の健康づくりについての意見や応募動機を800字程度にまとめた作文（様式自由）を郵送またはメールで下記に提出してください。提出書類の返却はしません

選考方法 書類選考 ※町民の幅広い意見を反映させるため、年齢・性別等に偏りがないように配慮します。なお、委員として選ばれた人は、氏名を公表させていただきます

☎〒300-0331 阿見町阿見4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940 ☎ kenkozukurika-ofc@town.ami.lg.jp

## 〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

### 住まいのことなら 美都住建へ

～自分らしい生活～  
【注文住宅】  
長期優良住宅  
高耐震住宅

～健康・快適住宅～  
抗酸化工法の家

- 介護保険を上手に使う
- 手調対、バリアフリー
- 空気のキレイな空間
- 防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は [美都住建](#) [検索](#)

建築業知事免許（般-04）第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10  
**（株）美都住建** TEL.029-842-7196  
【阿見店】阿見町中央1-5-32

### リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら  
**LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許（6）第5548号

**有限会社 美都ツ和**

<住まいの相談室>  
トイレ・キッチン・浴室  
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>  
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45  
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32  
TEL.029-891-2200

## お知らせ 事業主の皆さまへ



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」（上記二次元コード）をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

茨城県労働局雇用環境・均等室 ☎ 029-277-8294

## おわびと訂正

広報あみ4月号通常版（3月24日発行）に掲載した、7ページ「阿見町の子ども食堂」内の『ホープあみ子ども食堂』について、下記2点の誤りがありました。

お詫びして訂正します。

### ●開催日時

▼誤：毎月第1土曜日 午前11時30分～午後1時30分（なくなり次第終了）

毎月第3土曜日 午後3時00分～午後4時30分（なくなり次第終了）

▼正：毎月第1、3土曜日 午前11時30分～午後1時30分（なくなり次第終了）

### ●対象

▼誤：お子さん（親も可）

▼正：お子さん

☎ 社会福祉課 ☎ 888-1111（163）

## イベント 「認知症講座」を開催します

期日 5月18日（木）

時間 午後6時～7時30分

場所 阿見町総合保健福祉会館「さわやかセンター」

内容 認知症サポーター養成講座

講師 認知症キャラバンメイト

対象 阿見町在住、在勤の方

募集人数 30人（定員になり次第締め切り）

料金 無料

持参品 筆記用具

申込方法 下記に電話またはメールにて申し込む（メールの際は住所・氏名・連絡先・聞きたいこと明記）

申込期限 5月16日（火）

☎ 阿見町地域包括支援センター ☎ 887-8124

✉ houkatsu@amishakyu.or.jp

## イベント 『霞ヶ浦の自然再生の評価と課題』講演会

霞ヶ浦水質調査研究会では、2000年代初め頃から、霞ヶ浦の湖岸においてさまざまな実施主体によって取り組まれてきた自然再生事業について講演会を行います。

期日 5月14日（日）

時間 午後1時30分～2時30分

場所 茨城県霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール（土浦市沖宿町）

申込方法 申込不要

参加料 無料

☎ 沼澤 ☎ 090-6154-0137 ✉ pcom@sea.plala.or.jp

## 募 阿見町職員採用試験（令和5年7月1日採用予定）を実施します



令和5年7月1日採用予定の町職員として、保育士・保健師を募集します。申込受付は5月10日（水）正午までです。詳細はホームページ（上記二次元コード）でご確認ください。なお、令和6年4月1日採用職員に係る試験については、8月ごろ案内する予定です。

☎ 人事課人事研修第一係・第二係 ☎ 888-1111（213）

## 〈広告欄〉

### 火葬だけのお葬式

とにかく簡単に お別れもしたい スマホで簡単資料請求

直葬 9.9 <small>（税込）</small> 万円	火葬式 16.5 <small>（税込）</small> 万円
----------------------------------	------------------------------------

資料請求でさらに1万円引き

### シンプルセレモニー

運営会社：セレモニー博善(株)  
相談センター：阿見町中郷3-1-8  
365日24時間すぐ対応 ☎ 029-846-3130

### お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）  
\* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町 役場 阿見小学校 阿見中学校  
JA 郵便局 コンビニ

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号  
神林ビル202号室  
あみ司法書士事務所  
（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士 嶋一樹  
TEL 029-804-0382  
E-mail: ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp  
（平日 午前9:00～午後6:00）  
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。  
・面談は、事前のご予約が必要です。

## 免許を取るなら「県自校 土浦校」で！

親切・丁寧！ のびのび教習！  
優しいスタッフがお待ちしております

スマホで 個別送迎 予約 無料

ホームページから資料請求

阿見町阿見383-2 茨城県自動車学校土浦校 ☎ 029-887-0295

ホームページ



## 定例相談

### 行政相談

日時 5月11日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階302会議室  
問い合わせ 行政相談：総務課 ☎888-1111

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

### 教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約  
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

### 消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

### 交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)  
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

## 広報あみ配布施設

### ▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

### ▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

## 役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日・年末年始を除く)  
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## 公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	実穀ふれあいセンター ☎886-5225
霞クリーンセンター ☎889-0091	吉原交流センター ☎889-0277
上下水道課 ☎889-5151	図書館 ☎887-6331
町民活動センター ☎888-2051	予科練平和記念館 ☎891-3344
町男女共同参画センター ☎896-3181	総合運動公園 ☎889-2788
福祉センターまほろば ☎887-3969	教育相談センター ☎888-1225
消費生活センター ☎888-1871	阿見消防署 ☎887-0119
学校教育課 ☎888-0220	火災情報案内 ☎0297-64-0119
中央公民館 ☎888-2526	町民ダイヤル ☎887-6600
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 ☎871-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

## 5月・6月の納税

5月	6月
軽自動車税(全期)	町・県民税(第1期)
納期限 5月31日(水)	納期限 6月30日(金)

## 救急車出動状況：3月

阿見消防署管内調べ	(前月比)
出場件数 196件(-3)	急病 129件(-17)
	交通事故 2件(-11)
救急車の適正な利用を お願いします	一般負傷 32件(+17)
	その他 30件(+8)